

定款変更認証申請

特定非営利活動法人縦覧用書類
(令和6年6月21日受付分)

名称

特定非営利活動法人
ぷろじえくとPlus

縦覧期間

令和6年6月21日(金)から
令和6年7月5日(金)まで

特定非営利活動法人ぷろじえくとPlus定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ぷろじえくとPlusという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を兵庫県豊岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害のある方とその家族、さらには事業主に対して、生活相談や就労支援に関する事業を行い、障害のある方の経済的自立、社会的自立及び精神的自立を目指すことで、誰もが住み慣れた地域で当たり前のように生活することができる地域づくりに寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次に掲げる特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) 観光の振興を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 法に基づく障害福祉サービス事業及び地域活動支援センター
- (2) 法に基づく一般相談支援事業
- (3) 法に基づく特定相談支援事業
- (4) 法に基づく障害児相談支援事業
- (5) 障害者の就労及び自立支援に関する事業
- (6) 障害者の地域生活支援事業
- (7) 地域観光振興とそれにかかわる人材育成の事業
- (8) 地域資源である施設の管理・運営受託事業
- (9) 地域資源の調査資料の作成事業
- (10) 地域のPRに関する事業

第3章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法(以下「法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、総会において表決権を有する個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、賛助の意思を持つ個人又は団体で正会員ではないもの
- (3) ボランティア会員 無償で法人の特定非営利活動に参加するもの

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、その旨を別に定める入会申込書により、代表理事に申し込む

ものとし、代表理事は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

- 3 代表理事は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会の申し出があったとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が消滅したとき。
- (3) 正当な理由なく会費を滞納し、催告を受けてもそれに応じず納入しないとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするときは、その旨を別に定める退会届を代表理事に提出して任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次のいずれかに該当するときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 法令、定款に違反したとき。
- (2) この法人の名誉をき損し、設立の趣旨に反し、又は秩序を乱す行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上5人以下
- (2) 監事 1人以上2人以下

2 理事のうち、1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 代表理事及び副代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることはできない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 代表理事以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況若しくはこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を伸長する。
- 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員には報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数が役員総数の3分の1以下でなければならない。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に事務局長その他職員を置くことができる。

- 2 事務局長その他の職員は、代表理事が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び決算
- (5) 役員を選任又は解任及び報酬
- (6) 会員の除名
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎事業年度 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数 5 分の 1 以上から、会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 4 号に基づき監事から招集があったとき。

(招集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、総会に出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第 27 条、前条第 2 項、次条第 1 項第 3 号及び第 48 条の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する正会員は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 30 条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者がある場合にあってはその数を付記すること。）
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 理事の職務
- (2) 事業計画及び予算並びにその変更
- (3) 入会金及び会費の額
- (4) 借入金、その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

第 33 条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的を示して招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 5 項第 5 号に基づき監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 15 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法により、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 37 条 理事会における議決事項は、第 34 条第 3 項の規定によりあらかじめ通知された事項とする。
2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 38 条 各理事の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。この場合において第 36 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用については、出席したものとみなす。
- 3 議決すべき事項について特別な利害関係を有する理事は、その事項について表決権を行使することができない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事の現在数
 - (3) 理事会に出席した理事の数及び氏名（書面又は電磁的方法による表決者にあつてはその旨を付記すること。）
 - (4) 審議事項
 - (5) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び出席した理事のうちからその会議において選任された議事録署名人 2 人が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計等

(資産の構成)

第 40 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 事業に伴う収益
- (5) 資産から生じる収益
- (6) その他の収益

(資産の管理)

第 41 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 42 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業年度)

第 43 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない事由により予算が成立しないときは、予算成立までは、前事業年度の予算に準じ執行することができる。

2 前項の規定による執行は、新たに成立した予算に基づくものとみなす。

(予算の追加及び更正)

第 46 条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 48 条 この定款を変更しようとするときは、総会において出席した正会員の 2 分の 1 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に定める以下の事項に係る定款の変更の場合、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第 49 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由により解散する場合は、正会員総数 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したとき残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち総会において選定された法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 51 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告

(公告の方法)

第 52 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第 28 条の 2 第 1 項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

第 10 章 雑則

(施行細則)

第 53 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て代表理事がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

代表理事	衣川	勝海
副代表理事	笹谷	秀美
副代表理事	日下部	龍也
理事	塩原	太一
同	佐藤	哲郎
監事	安積	信行
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 5 月 31 日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度はこの定款の規定にかかわらず、成立の日から平成 29 年 3 月 31 日までとする。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 正会員

① 入会金	個人	5,000円	団体	10,000円
② 年会費	個人	3,000円	団体	5,000円
 - (2) 賛助会員

① 入会金		0円		
② 年会費		1,000円/口		
	個人	1口以上	団体	3口以上
 - (3) ボランティア会員

① 入会金		0円		
② 年会費		0円		

令和6年度事業計画書

特定非営利活動法人ぷろじえくと Plus

1. 基本方針

障害福祉サービス事業所及び地域活動支援センターについては、今年2月に開設した生活介護事業所 POMhouse（豊岡市）の支援内容の充実とともに運営の安定化を図る。

豊岡市に相談支援事業所と障害者就業・生活支援センターの共同の事務所として総合支援センター a n d …を開設し、相談窓口の一本化と切れ目のない相談支援を目指す。

ユニバーサルツーリズムに関して、観光地でのアドバイザーやユニバーサルマップの作成などの協力の他、温泉街の公衆トイレの清掃などを請け負い、ユニバーサルツーリズムを推進していくうえでの土壌を整備していきたい。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1)法に基づく障害福祉サービス事業及び地域活動支援センター	就労移行支援事業	4月から翌年3月 (月21回)	事業所 (養父市)	障害者 6人/回	13,872,000 円
	就労継続支援事業B型	4月から翌年3月 (月21回)	事業所 (豊岡市、朝来市、 新温泉町)	障害者 45人/回	64,574,000 円
	生活介護事業	4月から翌年3月 (月21回)	事業所 (新温泉町)	障害者 15人/回	44,168,000 円
	地域活動支援センター	4月から翌年3月 (月21回)	事業所 (豊岡市、朝来市)	障害者 20人/回	16,014,000 円
(2)法に基づく一般相談支援事業	一般相談支援事業	4月から翌年3月 (月1件)	事業所 (豊岡市、朝来市、 香美町、新温泉町)	障害者とその家族 50人/月	27,680,000 円
(3)法に基づく特定相談支援事業	特定相談支援事業	4月から翌年3月 (月50件)	事業所 (豊岡市、朝来市、 香美町、新温泉町)	障害者とその家族 50人/月	10,000,000 円
(4)法に基づく障害児相談支援事業	特定相談支援事業	4月から翌年3月 (月1件)	事業所 (豊岡市)	障害児とその家族 2人/月	682,000 円
(5)障害者の就労及び自立支援に関する事業	障害者就業・生活支援センター事業	4月から翌年3月	事業所 (豊岡市、朝来市、 養父市、香美町、新温泉町)	障害者とその家族 及び企業	22,229,000 円
(6)障害者の地域生活支援事業	朝来市ひきこもり自立支援事業	4月から翌年3月	事業所 (朝来市)	当事者とその家族	3,674,000 円
(7)地域観光振興とそれにかかわる人材育成の事業	入浴介助ヘルパー養成事業 ユニバーサルツーリズムアドバイザー事業	7月から翌3月 (計10回)	城崎温泉 湯村温泉	入浴ヘルパー希望者 (25人) 観光事業者 (30人)	550,000 円

(8)地域資源である施設の管理・運営受託事業	城崎温泉公衆トイレ清掃受託事業	6月から翌年3月	城崎温泉	豊岡市	528,000円
(9)地域資源の調査資料の作成事業	観光地ユニバーサルマップ作成事業	7月から12月	城崎温泉 湯村温泉	観光協会等	400,000円
(10)地域のPRに関する事業	モニターツアー実施事業	9月から12月	城崎温泉	観光協会等	500,000円

3. 事業実施体制

- (1) 会議に関する事項 ① 通常総会 5月 ② 理事会 年3回
(2) 事務局体制 事務局長：衣川勝海 事務局スタッフ：笹谷昌弘

令和7年度事業計画書

特定非営利活動法人ぶろじえくと Plus

1. 基本方針

障害福祉サービス事業所及び地域活動支援センターについて、一般就労に向けた支援を強化するとともに運営の安定化を図る。

総合支援センター a n d…の開設から1年経過し、同じ建物内に入る放課後デイサービス運営している法人とともに、将来の就職を見据えた障害期の支援の在り方について検討し、就労準備型放課後デイサービス事業などの開設を検討していく。

ユニバーサルツーリズムに関して、ユニバーサルツーリズムセンターの開設を目指し、城崎温泉及び湯村温泉のユニバーサルツーリズムの促進を図る。

2. 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	プロジェクト内容	実施月 実施回数	実施場所	対象者	収益 見込
(1)法に基づく障害福祉サービス事業及び地域活動支援センター	就労移行支援事業	4月から翌年3月 (月21回)	事業所 (養父市)	障害者 6人/回	14,000,000 円
	就労継続支援事業B型	4月から翌年3月 (月21回)	事業所 (豊岡市、朝来市、 新温泉町)	障害者 45人/回	67,000,000 円
	生活介護事業	4月から翌年3月 (月21回)	事業所 (新温泉町)	障害者 15人/回	45,000,000 円
	地域活動支援センター	4月から翌年3月 (月21回)	事業所 (豊岡市、朝来市)	障害者 20人/回	16,100,000 円
(2)法に基づく一般相談支援事業	一般相談支援事業	4月から翌年3月 (月1件)	事業所 (豊岡市、朝来市、 香美町、新温泉町)	障害者とその家族 50人/月	28,000,000 円
(3)法に基づく特定相談支援事業	特定相談支援事業	4月から翌年3月 (月50件)	事業所 (豊岡市、朝来市、 香美町、新温泉町)	障害者とその家族 50人/月	10,000,000 円
(4)法に基づく障害児相談支援事業	特定相談支援事業	4月から翌年3月 (月1件)	事業所 (豊岡市)	障害児とその家族 2人/月	1,000,000 円
(5)障害者の就労及び自立支援に関する事業	障害者就業・生活支援センター事業	4月から翌年3月	事業所 (豊岡市、朝来市、 養父市、香美町、 新温泉町)	障害者とその家族 及び企業	22,300,000 円
(6)障害者の地域生活支援事業	朝来市ひきこもり自立支援事業	4月から翌年3月	事業所 (朝来市)	当事者とその家族	3,674,000 円
(7)地域観光振興とそれにかかわる人材育成の事業	入浴介助ヘルパー養成事業 ユニバーサルツーリズムアドバイザー事業	4月から翌年3月 (計7回)	城崎温泉 湯村温泉	入浴ヘルパー希望者 (5人) 観光事業者 (10人)	150,000 円

(8)地域資源である施設の管理・運営受託事業	城崎温泉公衆トイレ清掃受託事業	4月から翌年3月	城崎温泉	豊岡市	650,000円
(9)地域資源の調査資料の作成事業	観光地ユニバーサルマップ改訂事業	4月から7月	城崎温泉 湯村温泉	観光協会等	50,000円
(10)地域のPRに関する事業	モニターツアー実施事業	9月から12月	城崎温泉	観光協会等	500,000円

3. 事業実施体制

- (1) 会議に関する事項 ① 通常総会 5月 ② 理事会 年3回
(2) 事務局体制 事務局長：衣川勝海 事務局スタッフ：笹谷昌弘

令和6年度活動予算書

令和6年4月1日から令和7年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	102,000	
賛助会員受取会費	10,000	
受取入会金	35,000	
.....受取会費計	147,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
.....受取寄付金計	0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体補助金	13,135,757	
訪問型職場適応援助者助成金	96,000	
受取民間助成金	3,450,000	
.....受取助成金等計	16,681,757
4. 事業収益		
就労移行支援事業(訓練等給付費)	13,872,000	
就労継続支援事業B型(訓練等給付費)	64,574,000	
生活介護事業(介護等給付費)	44,168,000	
地域活動支援センター事業(補助金)	16,014,000	
一般相談支援事業	27,680,000	
特定相談支援事業(成人・計画相談)	10,000,000	
特定相談支援事業(児童・計画相談)	682,000	
障害者就業・生活支援センター事業(委託費)	22,229,000	
朝来市ひきこもり自立支援事業(補助金)	3,674,000	
入浴介助ヘルパー養成事業等	550,000	
城崎温泉公衆トイレ清掃受託事業	528,000	
観光地ユニバーサルマップ作成事業	400,000	
モニターツアー実施事業	500,000	
.....事業収益計	204,871,000
5. その他収益		
受取利息	3,000	
雑収益	116,000	
.....その他収益計	119,000
経常収益計		221,818,757
II 経常費用		
1. 事業費		
(1)人件費		
給与手当	105,134,692	
賞与	7,904,000	
法定福利費	15,273,983	
退職給付費	4,262,460	
通勤費	4,572,979	
処遇改善費	12,393,690	
福利厚生費	876,223	
人件費計	150,418,027	
(2)その他経費		
売上原価	7,309,000	
印刷製本費	810,620	
会議費	35,000	
広告宣伝費	77,000	
旅費交通費	850,000	
車両費	4,020,000	
通信運搬費	1,311,000	
消耗品費	1,390,800	

	消耗備品費	500,000		
	賃借料	285,600		
	水道光熱費	3,099,848		
	地代家賃費	8,997,906		
	保険料	284,000		
	諸会費	30,000		
	租税公課	4,000,000		
	研修費	325,000		
	支払手数料	241,600		
	雑費	1,791,400		
	その他経費計	35,358,774		
	事業費計		185,776,801	
2.	管理費			
	(1)人件費			
	給与手当	3,749,982		
	賞与	416,000		
	法定福利費	1,752,296		
	通勤費	152,016		
	処遇改善費	383,310		
	福利厚生費	212,713		
	人件費計	6,666,317		
	(2)その他経費			
	印刷製本費	26,000		
	会議費	5,000		
	車両費	150,000		
	通信運搬費	69,000		
	消耗品費	73,200		
	修繕費	500,000		
	水道光熱費	95,872		
	地代家賃費	473,574		
	広告宣伝費	20,000		
	接待交際費	25,000		
	新聞図書費	20,000		
	減価償却費	3,000,000		
	保険料	700,000		
	諸会費	72,000		
	リース料	15,303,480		
	租税公課	370,000		
	支払手数料	1,504,404		
	支払利息	650,000		
	雑費	100,000		
	その他経費計	23,157,530		
	管理費計		29,823,847	
	経常費用計			215,600,648
	当期正味財産増減額			6,218,109
	前期繰越正味財産額			△ 1,963,689
	次期繰越正味財産額			4,254,420

令和7年度活動予算書

令和7年4月1日から令和8年 3月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	102,000	
賛助会員受取会費	10,000	
受取入会金	35,000	
.....受取会費計	147,000
2. 受取寄付金		
受取寄付金	0	
.....受取寄付金計	0
3. 受取助成金等		
受取地方公共団体補助金	16,278,000	
訪問型職場適応援助者助成金	100,000	
受取民間助成金	3,550,000	
.....受取助成金等計	19,928,000
4. 事業収益		
就労移行支援事業(訓練等給付費)	14,000,000	
就労継続支援事業B型(訓練等給付費)	67,000,000	
生活介護事業(介護等給付費)	45,000,000	
地域活動支援センター事業(補助金)	16,100,000	
一般相談支援事業	28,000,000	
特定相談支援事業(成人・計画相談)	10,000,000	
特定相談支援事業(児童・計画相談)	1,000,000	
障害者就業・生活支援センター事業(委託費)	22,300,000	
朝来市ひきこもり自立支援事業(補助金)	3,674,000	
入浴介助ヘルパー養成事業等	150,000	
城崎温泉公衆トイレ清掃受託事業	650,000	
観光地ユニバーサルマップ作成事業	50,000	
モニターツアー実施事業	500,000	
.....事業収益計	208,424,000
5. その他収益		
受取利息	3,000	
雑収益	2,500,000	
.....その他収益計	2,503,000
経常収益計		231,002,000
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給与手当	110,000,000	
賞与	8,500,000	
法定福利費	16,000,000	
退職給付費	4,400,000	
通勤費	4,600,000	
処遇改善費	15,000,000	
福利厚生費	900,000	
人件費計	159,400,000	
(2) その他経費		
売上原価	7,500,000	
印刷製本費	800,000	
会議費	40,000	
広告宣伝費	77,000	
旅費交通費	900,000	
車両費	3,000,000	
通信運搬費	1,500,000	
消耗品費	1,500,000	

	消耗備品費	500,000		
	賃借料	300,000		
	水道光熱費	3,200,000		
	地代家賃費	9,000,000		
	保険料	300,000		
	諸会費	30,000		
	租税公課	4,000,000		
	研修費	350,000		
	支払手数料	250,000		
	雑費	1,800,000		
	その他経費計	35,047,000		
	事業費計		194,447,000	
2.	管理費			
	(1)人件費			
	給与手当	4,000,000		
	賞与	500,000		
	法定福利費	1,800,000		
	通勤費	160,000		
	処遇改善費	400,000		
	福利厚生費	220,000		
	人件費計	7,080,000		
	(2)その他経費			
	印刷製本費	25,000		
	会議費	5,000		
	車両費	150,000		
	通信運搬費	70,000		
	消耗品費	75,000		
	修繕費	500,000		
	水道光熱費	100,000		
	地代家賃費	480,000		
	広告宣伝費	20,000		
	接待交際費	25,000		
	新聞図書費	20,000		
	減価償却費	3,000,000		
	保険料	700,000		
	諸会費	72,000		
	リース料	15,500,000		
	租税公課	350,000		
	支払手数料	1,500,000		
	支払利息	650,000		
	雑費	100,000		
	その他経費計	23,342,000		
	管理費計		30,422,000	
	経常費用計			224,869,000
	当期正味財産増減額			6,133,000
	前期繰越正味財産額			4,254,420
	次期繰越正味財産額			10,387,420